

# 総合調整会議（2020.2.5）

○日時：令和2年2月5日（水） 午前9時00分～

○場所：庁舎3階 談話室

○出席者：市長、教育長、部次長等

## <会議内容>

### 1. 市長の指示事項

#### 市長からの指示

- ・学区別自治連合会が半分を終了したが、引き続き部次長には出席・説明をお願いしたい。
- ・25日に記者会見があるが、例年各部長から今年の主要事業を発表してもらっている。私の説明内容を含め整理したいので協力して欲しい。
- ・国の補正予算の配分や次の予算の配分等の情報をしっかり掴んで、使えるものは使うこと。特に道の駅のトイレなど国から改修費が出るケースがあるので、念頭に置きながら次のステージに動けるようにすること。
- ・体調管理をしっかり行い、万全の体制で3月議会に臨むこと。

### 2. 審議事項

#### 【案件名】令和2年度施政方針ならびに教育方針等について

→ 市民政策部長、教育部長、財政課長から説明

- ・令和2年度にかかる施政方針、教育方針、予算のすがた等について、審議および意思決定を行うもの。
- ・施政方針について、最終確認をお願いする。
- ・予算編成について、全体的な財政健全化を図る中で社会経済情勢の変化等に伴う必要な行政サービスの提供としてさまざまなものを重点化して予算計上を行っている。

区分：決定

### 3. 報告事項

#### 【案件名】第六次栗東市総合計画について

→ 市民政策部長、元気創造政策課参事から説明

- ・令和2年度から令和11年度までを対象期間とした第六次栗東市総合計画並びに令和2年度から令和6年度までを計画期間とした前期基本計画について、先般の議会説明会、パブリックコメント、総合計画審議会、また、その後の総合計画特別委員会の結果を踏まえ、別添の箇所を

修正し議会への最終報告に際して、その内容を報告するもの。

**区分：了解**

**【案件名】(新)集中改革プランの検証結果及び財政運営基本方針改訂版について**

→ 市民政策部長、元気創造政策課参事から説明

- ・財政健全化の検証の一環として実地した「(新)集中改革プラン」の検証結果及び財政運営基本方針改訂版について、先般の行政改革懇談会及び議会説明会、また、行財政改革推進本部会議での協議結果を踏まえ、別添の内容で成案とすべく、議会への最終報告に際して、その内容の報告を行うもの。

**区分：了解**

**【案件名】令和2年度における栗東市自治会長職の報酬相当額の取り扱いについて**

→ 市民政策部長から説明

- ・令和2年4月1日施行予定の地方自治法の改正により、これまで特別職非常勤職員(嘱託員)として位置づけていた自治会長の任用規定が外され、特別職非常勤職員の身分、並びに栗東市特別職の職員で非常勤のもの報酬及び費用弁償に関する条例に基づく自治会長報酬の支出根拠を失うこと等について、今年度、市自治連合会役員会において協議を行った。
- ・結果、報酬相当額を「自治会への業務事務委託」に係る「行政事務委託料」として自治会に支払う方式案として承諾いただいた内容について、令和2年度からの制度変更点について各部への周知を図るもの。
- ・現在、開催中の学区自治連合会にて概要を周知するとともに、議会に対しても4月の制度施行を踏まえ、事前説明を行う。

**区分：了解**

**【案件名】重症心身障害者通所施設「かなえ」の開所について**

→福祉部長から説明

- ・湖南4市の広域事業で実地している草津市新堂町地先における重症心身障害者通所施設整備事業について、4月20日から開所する運びとなった。
- ・このことについて、令和元年第6回栗東市議会定例会(3月議会)の議会説明会で報告を予定しており、各部に事前に報告を行うもの。
- ・次は栗東市での施設整備となり、令和8年度の開所に向けて令和3年度頃には市内で候補地を

決定する必要がある。

**区分：了解**

#### 【案件名】令和2年4月以降の地域子育て支援センターおよび児童館の開館について

→子ども・健康部長から説明

- ・職員不足により公設の各地域子育て支援センターの開催日数を縮小していたものを、一定の職員数が確保できる見込みであることから、4月より地域子育て支援センターの開館日数を週4日または週6日とするもの。
- ・いずれも開館時間は、今年度と同様の時間とする。
- ・社会福祉法人友愛からの申し出により、地域子育て支援センター(治田西カナリヤ第三保育園内)は令和元年度末をもって終了する。

**区分：了解**

#### 【案件名】林道工事に伴う水質汚濁による財産被害原因裁定申請事件について

→環境経済部長、農林課長から説明

- ・平成25年9月の台風18号の災害で、平成26年10月に市発注の心行路林道災害復旧工事で使用した土質改良剤(セメント系固化剤)の溶出成分が端ヶ谷側に流出し、下流の養鯉場の錦鯉が大量死したとして平成29年10月28日付で、KOIX JAPAN(株)から、総務省の公害等調整委員会に公害紛争処理法に基づく原因裁定申請がなされ、同年11月14日付で同委員会から、これを「林道工事に伴う水質汚濁による財産被害原因裁定申請事件」として受理された。
- ・市としては、顧問弁護士を代理人に選任し、被害への因果関係の存否について証拠調べ、事実確認を行い、令和2年1月29日付にて「裁定申請を棄却する」とした裁定が行われたもので2月議会説明会にて本内容を報告するもの。
- ・公害等調整委員会の原因裁定は基本的に法的効力

**区分：了解**

## 4. 閉会

### 副市長からの挨拶

- ・インフルエンザ、新型コロナウイルスの関係は自己防衛しかないので徹底すること。

以上